

## 坂戸都市計画事業

(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に

該当すると認める地域を記載した書類

平成 28 年 7 月

坂 戸 市



## 第 1 章 都市計画決定権者の名称

### 1.1 都市計画決定権者の名称及び住所

名 称 : 坂戸市

代表者の氏名 : 坂戸市長 石川 清

所 在 地 : 埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号

### 1.2 事業者の名称及び住所

名 称 : 大栄不動産株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 石村 等

所 在 地 : 東京都中央区日本橋室町一丁目 1 番 8 号

## 第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

### 2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：坂戸都市計画事業  
(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業  
都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業  
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第20号)

### 2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県は、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、圏央道沿線地域における計画開発方式による産業基盤づくりの誘導を進めている。

また、坂戸市は、第6次坂戸市総合振興計画において「首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジ周辺地域」を「開発推進地区」に位置付け、民間事業者による業務代行方式の土地区画整理事業による事業手法により、田園都市産業ゾーン基本方針に基づく「産業誘導地区」に選定されることを目指している。

本事業は、これらの背景を受け、産業誘導地区選定後、市街化区域に編入し、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備改善を含め、一体的・計画的な基盤整備を実施し、災害に強い、安全で快適なまちづくりを行うとともに、企業の立地による産業系土地利用の実現を図り、地域活性化等を図ることを目的とする。

### 2.3 都市計画対象事業の実施区域

計画地は、埼玉県坂戸市の東部に位置する。計画地の南側に隣接して、圏央道が東西に走り、計画地の南南西側約180mには圏央道坂戸インターチェンジが位置している。また、計画地の北側から東側にかけて、隣接して一級河川の越辺川が流れている。

計画地は現在、水田であり、平坦な地形となっている。

### 2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約46.3haである。

### 2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は表-1に示すとおりである。

区画整理事業における工事期間は、平成30年8月～平成32年3月にかけての1年8ヶ月で終了する予定である。

また、平成31年4月からは、進出企業による建設工事が行われる予定である。

表-1 対象事業に係る工程

項目	年度	H28	H29	H30	H31	H32
環境影響評価 (評価書までの手続き)		■	■			
区画整理事業造成工事				■	■	
進出企業盛土工事					■	
進出企業建築工事					■	■

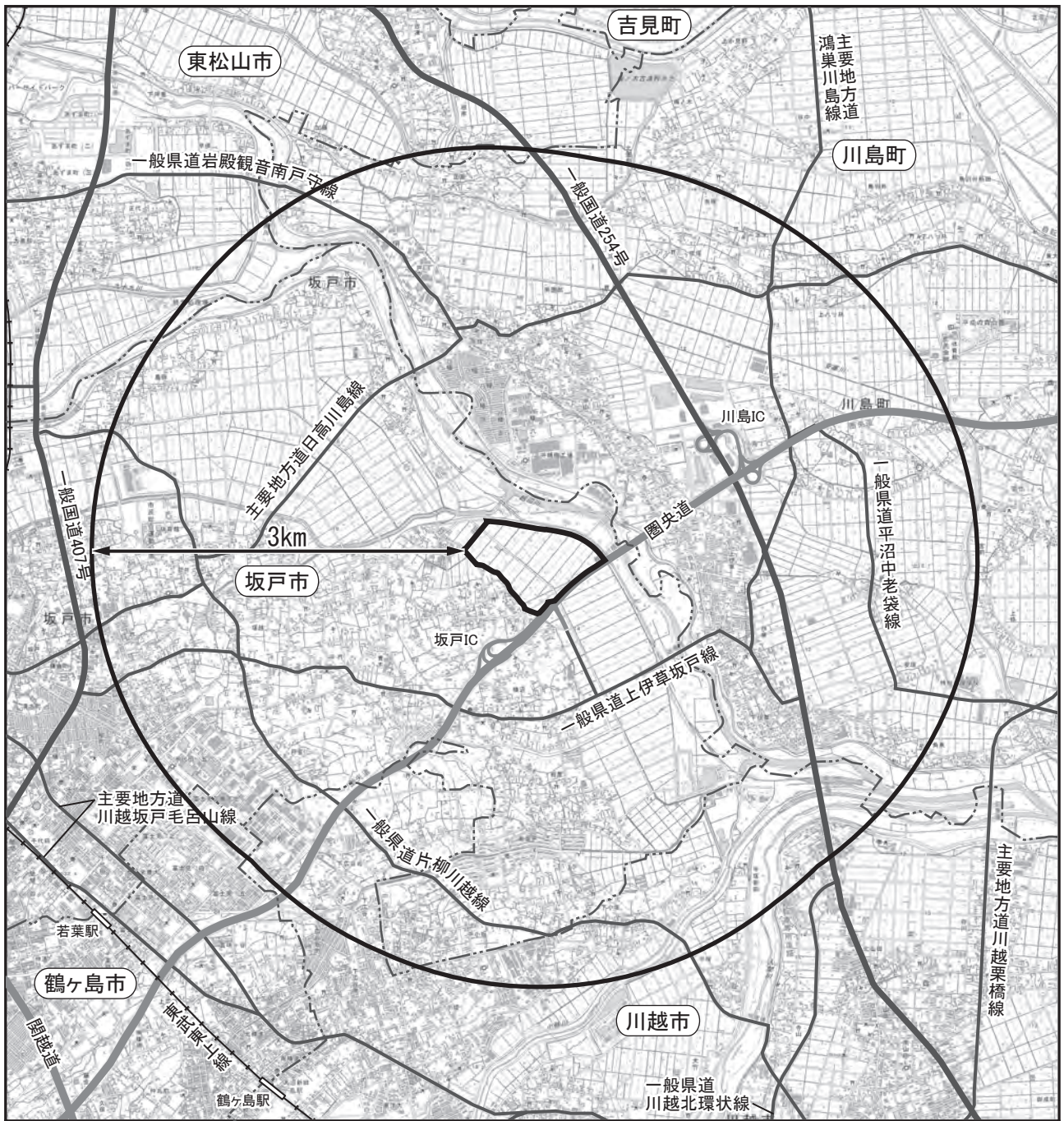
## 第 3 章 環境に影響を及ぼす地域

### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

### 3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図-1 に示すとおりであり、坂戸市、川島町、川越市、東松山市及び鶴ヶ島市のそれぞれ一部が含まれる。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 鉄道(東武東上線)
- : 環境に影響を及ぼす地域(計画地敷地境界から3km)

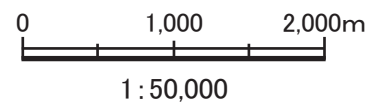


図-1 環境に影響を及ぼす地域